

一般質問

6月定例会では11名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにたずねるもので、下の表のとおり質問を行いました。ここではその一部を掲載しました。

※本紙では、今定例会で行われた質疑応答を、広報委員会で作成し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは8月下旬発行予定の本会議録を図書館やインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくら GreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。

森川 千鶴	「選挙業務の改善について」「ごみ問題について」
石川 寿美	「環境への取り組みについて」「保育行政の諸問題について」
高野 洋	「ごみ処理の基本的方向について」
早稲田 夕季	「循環型社会に向けた環境行政」「鎌倉らしい景観とまちづくり」
吉岡 和江	「規制改定と市民生活への影響に関連して」「障害者自立支援法との関係で」
伊東 正博	「高齢社会における住宅政策と財政課題について」
原 桂	「環境対策について」「教育諸問題について」
千	「自立支援法のその後について」「災害時の要介護者の介助者確保の姉妹都市との提携について」「徘徊してしまう方における安全確保とその対策について」「いまま鎌倉にひとつしかない身体障害者デイサービスセンター「小さき花の園」について」「世界遺産をめざす鎌倉の八幡宮が車イスの方も本殿まで行けるように」
前川 綾子	「教育行政における諸問題について」
納所 輝次	「麻しん(はしか) 集団感染の拡大防止について」「新電子自治体推進について」
小田嶋敏浩	「大船駅東口再開発事業について」

新電子自治体推進について

総務省では、二〇一〇年度までに便利・効率・活力を実感できる電子自治体の推進の実現を目標に新電子自治体推進指針を公表しました。

本市において、電子自治体推進については、平成十七年度までに第三次アクションプランを終了していますが、今後の取り組み状況について、市民サービスの向上や業務の効率化の観点から、次のような質問が行われました。

質問：第三次アクションプラン終了後の積み残した検討項目の取り組み状況は。

部長：庁内の情報化推進会議で、オンライン公金収納システム、税の申告等の電子化、選挙システム、消防・

防災における情報通信の高度化、情報公開システム、文書管理システム、統合型地理情報システム、住民基本台帳カードの活用を検討している。

質問：本市ホームページの利用状況、満足度はどうか。

部長：改善の余地はないか。

部長：昨年度のアクセス件数は月平均九万件弱である。また市民意識調査では、六割以上の人が利用して、うち約半数が必要な情報を入手できており、行政情報の得やすさについては約四割の満足度である。満足度を高めるためFAQデータ(よくある質問と答え)のアップに向け準備している。

質問：本市ホームページの利用状況、満足度はどうか。

部長：今後研究していきたい。

質問：昨年年度、文化・スポーツ施設予約が五万九千七百八十六件で全体の九十八%、図書館の貸し出し予約が五万八千二百七十九件で全体の三十九%、その他二十二手続で百三十六件である。

質問：官民のオンラインが連携したワンストップサービスが実現できないか。

部長：今後研究していきたい。

質問：ITを活用し、業務の効率化にどう取り組んできたか。

部長：戸籍システムの新規導入により、待ち時間短縮、人件費縮小を図った。

質問：情報通信技術を活用し、地域社会との協働で、安全安心な地域づくり、子育て支援、福祉などの課題解決にどう取り組むか。

部長：不審者情報、子育て支援情報の発信などを行って

循環型社会形成への取り組みを問う

本市では、循環型社会を形成するため、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rの取り組みを推進して

また、平成十八年に返子市と、ごみの広域処理についての覚書を締結し、生ごみの資源化処理施設と燃やすごみの焼却施設の整備計画等について協議を行っています。これらごみ処理にかかわる問題について質問が行われました。

【本市のごみ施策について】

質問：本市のごみリサイクル率が二年連続で人口十万人以上の市町村で全国となった。これは市民の協力があってこそ結果だと考える。これまでの取り組みを踏まえ、今後特に、どういことが重要だと市民の理解と協力を得ることが重要と考える。第三次鎌倉市総合計画第一期基本計画に関する市民意識調査では、約七十%が鎌倉市は環境にやさしい省資源循環型社会を実現している町と感じ、また、八十%近くがごみの発生抑制に取り組んでいるという結果が見られた。今後市民との協働により循環型社会の形成を一層推進したい。

質問：今後、さらに詳細なごみの分別資源化について、市として考えはどうか。

部長：本年四月から新たに使用済み食用油の分別収集を始めた。今後は、生ごみ資源化が最優先課題と考える。

質問：世界遺産登録を目指す上で整合性についてはいかがか。

部長：今年度、景観地区の指

質問：建設用地は越ヶ刈リーセンター用地と民有地の活用を予定しているということだが、この民有地の取得は進んでいるのか。また、施設の騒音や臭気などの問題はどうか。

部長：地権者から代替地を探してほしい旨の意向が示されており、現在その代替地を探している状況である。また、騒音や臭気については、メーカーヒアリングの中で、法律や条例に適合する施設建設が可能である旨、回答を得ている。

質問：世界遺産登録を目指す上で整合性についてはいかがか。

部長：今年度、景観地区の指



ごみダイエット展の模様

選挙業務の改善について

選挙事務には、公平性、正確性、迅速性が求められます。四月の県知事及県議会議員選挙に続き、七月の参議院議員選挙に向けて、選挙事務の改善について、次のような質問が行われました。

質問：選挙結果の確定が午前零時を過ぎることも珍しくなく、多くの自治体で開票作業が迅速化されているが、本市の取り組みはどうか。

部長：四月の選挙から投票用紙自動読み取り機を四台導入し、また作業器具の工夫により、県知事選挙の場合、前回に比べ、従事者は五十人の減、終了時間は一時間短縮した。

質問：評価するが、投票用紙自動読み取り機の導入によるところが大きいのではないかと、

いるほか、メール配信を含めた防災安全情報提供システムを今年度導入する。

質問：情報セキュリティ対策の実効性確保は。

部長：セキュリティポリシーによる全庁的な取り組み、落雷対策定期的バックアップなどを行っている。

質問：ITの利用は、業務処理の手段から政策目標達成に向けた段階に入っているが、人事異動によるキャリアア習得、専門的なIT研修などの対応を図りたい。

質問：財政が厳しい中、複数の自治体で電子自治体事務を行う共同化の取り組みは。

部長：県の市町村電子自治体

請願・陳情の議決結果

【採択した請願】

◇由比方浜通りに沿った商業施設の開業の中止を求めることについての請願書

請願の要旨は、由比方浜通りの狹義開業計画について地元商業協同組合、自治会に事前の協議・相談がないまま建築確認がおりることに驚きと憤りを禁じ得ず、事業者と市に対し、計画の変更と中止を求め、計議の要も尽力を願いたいというものである。

由比方浜中央地区は本市の都市景観条例に基づく景観形成地区及び景観法に基づく景観計画の特定地区であり、市としては、地元商店街が歴史と伝統を後世に伝えるために景観のルールを定めてきたことを尊重し、築き上げられてきた商店街のイメージを極力

損なわないよう、事業者に対し計画見直しを要請を行ったものの、いまだ計画を変更するとの回答を得られていないとのことである。

議会としては、地元商店街の意向を十分配慮し、都市景観形成についての趣旨が尊重されるよう、行政の努力を後押しする意味から全会一致をもって採択した。

【採択した陳情】

◇総合体育施設の整備を求めることについての陳情

陳情の要旨は、豊かなスポーツ環境を実現するために、市内に総合スポーツグラウンド及び総合体育館の施設整備をしてほしいというものです。市としては、その整備の必要性については十分に理解し、今後も実現に向け努力していく所存だが、整備には広大な

重傷心身障害児施設「小さき花の園」は、身体障害者のためのデイサービスを行う市内唯一の施設ですが、支援費制度への移行や障害者自立支援法の施行、医療法の改正によりデイサービス事業の存続が危ぶまれています。こうした状況の中、市の考え方、事業継続の可能性などについて質問が行われました。

質問：小さき花の園が行っている身体障害者デイサービス事業に、市はこれまでどういう対応をとってきたのか。

部長：今後はどうなるのか。

部長：支援費制度への移行により平成十五年度から交付

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

地域の景観に配慮した急傾斜地崩壊対策工事を求めることに関する意見書

鎌倉市稲村ガ崎二丁目11番付近の急傾斜地は、過去に落石や土砂崩落等が生じており、平成16年10月9日の台風22号では、崩落した土砂が家屋に流れ込む被害を受け、この箇所は、平成18年4月7日付県公報第1759号、告示第254号により、稲村ガ崎二丁目4番付近の急傾斜地崩壊危険区域に指定された。また同様に、稲村ガ崎二丁目4番付近の急傾斜地崩壊危険区域についても、平成19年3月20日付県公報第1855号、告示第161号により、稲村ガ崎二丁目B地区急傾斜地崩壊危険区域に指定され、神奈川県におかれては、この2地区について測量等の調査を終え、現在工法等を検討していることである。

一方本市では、かねてより景観保全を市の重要な課題と位置づけ、景観行政に取り組みしており、本年1月に策定した景観計画の中で、鎌倉らしさを代表する谷戸景観の保全と継承を図ることを掲げたところである。

本市内の谷戸は、四季を通じて住民の生活に潤いを与えるばかりでなく、豊かな自然と歴史的資源とが融和した歴史的風土を感じさせる景観を構成しており、この景観を改変してしまうことは、世界に誇れるべき都市の風格を失うことになりかねない。

世界遺産への登録を目指す古都・鎌倉としては、未来に継承すべき景観の保全については、これを切に希求するものである。

よって、神奈川県におかれては、稲村ガ崎二丁目付近初め鎌倉市の急傾斜地崩壊対策工事に当たっては、人命の安全確保を最優先に行うことは当然のことながら、鎌倉の歴史的・文化的背景にも意を用い、景観に配慮した工法で施工するよう強く要望する。

なお今後、急傾斜地崩壊危険区域の指定に当たっては、人命尊重と景観保全の両立を図るため、区域内住民の意見はもとより、近隣住民の意見も反映されるようあわせて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日 鎌倉市議会

日豪EPAに関する意見書

日豪両国政府は、昨年12月の日豪首脳会談において日豪EPA(経済連携協定)の交渉入りに合意し、既に本年4月に初会合が開催され、第2回交渉は参議院選挙後に東京で開催される予定である。

改めて指摘するまでもなく、乳製品は世界有数の農産物であり、同国からの農畜産物の輸入は、米、麦、牛肉、乳製品などの重要品目を中心に大幅な輸入超過の状況にある。

交渉では、豪州側はこれらの重要品目の関税撤廃を強く求めてくることは必至で、これら重要品目の関税撤廃が行われることになれば、我が国農業は域減的な影響を受け、その結果、食糧自給率は低下し、食糧の安全保障の面からも重大な事態に直面することとなる。

また、我が国はWTO農業交渉において、重要品目の関税削減の例外扱いを求め、G10諸国等と連携し、農業の持つ多面的機能の重要性等を主張しており、豪州との交渉においても従来主張を貫き整合性を確保することが重要である。

よって、政府におかれては、我が国農業の持続的発展を可能とするため、下記事項の実現に向け、日豪EPA交渉に当たられるよう要望する。

記

- 1 米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目は、関税撤廃から除外または再協議の対象とすること。
- 2 WTO農業交渉における我が国の主張に基づいた対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日 鎌倉市議会

障害者行政を問う

重度心身障害児施設「小さき花の園」は、身体障害者のためのデイサービスを行う市内唯一の施設ですが、支援費制度への移行や障害者自立支援法の施行、医療法の改正によりデイサービス事業の存続が危ぶまれています。こうした状況の中、市の考え方、事業継続の可能性などについて質問が行われました。

質問：小さき花の園が行っている身体障害者デイサービス事業に、市はこれまでどういう対応をとってきたのか。

部長：今後はどうなるのか。

部長：支援費制度への移行により平成十五年度から交付

度障害者は行き場がなくなってしまうのか。

部長：その間の補充サービスを含め検討したい。

質問：身体障害者のデイサービスセンターを増やすことはできるのか。

部長：身体障害者に対するサービスについては、確保・充実していく必要がある大きな課題と考えている。

質問：障害者にとって、この施設がなくならないように、入所施設を面積を拡大するなどの改造工事を行う予定であり、工事中にサービスを一時的に休止する場合には、その対応を施設側と詰めるのと同時に再開後はデイサービスを継続してもらえないように、全力で取り組んでいきたい。

質問：休止期間中、在宅の重度障害者は行き場がなくなってしまうのか。

部長：その間の補充サービスを含め検討したい。

質問：身体障害者のデイサービスセンターを増やすことはできるのか。

部長：身体障害者に対するサービスについては、確保・充実していく必要がある大きな課題と考えている。

質問：障害者にとって、この施設がなくならないように、入所施設を面積を拡大するなどの改造工事を行う予定であり、工事中にサービスを一時的に休止する場合には、その対応を施設側と詰めるのと同時に再開後はデイサービスを継続してもらえないように、全力で取り組んでいきたい。

質問：休止期間中、在宅の重



開票作業の風景

議会を傍聴してみませんか

本会議をはじめ、各委員会は公開されており、誰でも傍聴することができます。

本会議の傍聴
本会議当日に、市役所議会議棟入口にある守衛室までおいでください。先着順に傍聴券を交付します。

常任委員会・特別委員会等の傍聴
委員会当日に、本庁舎2階の議会議務局で申し込みをしてください。なお、席に限りがありますので先着順になります。当日の審査内容や審査する順番は委員会の冒頭で確認された後、議会議務局前に掲示されます。

※詳しくは議会議務局まで、電話でお問い合わせください。
TEL: 0467(23)3000 内線2448

意見書を提出することとし、審査した結果、それぞれ